

開発許可（法第34条第12号／町条例第7第1項第2号(ア)(イ)(ウ) 添付書類一覧

- 1 手続規則第16条第1項の規定により、設計者の記名・押印をしてください。
- 2 手続規則第21条の規定の規定により、提出部数は2部です。正本の添付書類は原本とし、副本は複写で構いません。
- 3 書類、図面すべての申請区域を朱囲みしてください。
- 4 住民票は、マイナンバーの記載がないものとしてください。
- 5 申請の際は、添付書類No.の順番どおりに添付してください。
- 6 添付書類のうち、No.12からNo.18については、許可該当号(ア)、(イ)、(ウ)でそれぞれ添付書類が異なります。
 例 (ア)、(イ)、(ウ)・・・法第34条第12号／町条例第7条第1項2号(ア)、(イ)、(ウ)すべてに必要な書類です。
 (ア)、(ウ)・・・法第34条第12号／町条例第7条第1項2号(ア)、(ウ)の該当号に必要な書類です。
 (イ)・・・法第34条第12号／町条例第7条第1項2号(イ)の該当号に必要な書類です。
 (ウ)・・・法第34条第12号／町条例第7条第1項2号(ウ)の該当号に必要な書類です。

書類の名称	様式	説明	関係条文
1 開発行為許可申請書	別記様式第二	申請者の住所、申請地番は、都道府県から記入すること（住民票どおり記載すること）	規則第16条第1項 手続規則第2条
2 委任状		(1) 委任の範囲を記載 (2) 代理人の住所及び氏名 (3) 代理人が所有している資格 (4) 代理人の電話番号及びFAX番号	
3 理由書		(1) 土地選定理由を明確に記載する (2) ほかに居住用の不動産を有していないこと	
4 公共施設の管理に関する同意書の写し		開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書 ※ 公印が押印されている表紙の写しのみを添付	法第32条第1項
5 公共施設の管理に関する協議書の写し		新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属・管理等に関する協議を行った書類 ※ 公印が押印されている表紙の写しのみを添付	法第32条第2項
6 土地登記事項証明書		申請日以前6か月以内のもの	
7 公図の写し		法務局公図の写し（原本）に申請地の地目を記入	
8 土地権利者の同意書		所有権・抵当権・借地権等	法第33条第1項第14号
9 工作物権利者の同意書		所有権・抵当権・借地権等	法第33条第1項第14号
10 権利者の印鑑証明書		No.8・9 同意書に押印したもの （申請日以前3か月以内のもの）	手続規則第2条第2項
11 農振農用地区域除外証明書		(1) 申請日以前6か月以内のもの (2) 申請地が農地（田・畑）の場合	
12 新たに自己用住宅を建築する必要性を証明する書類(ア)、(イ)、(ウ)		(1) 申請者の住民票（申請日以前3か月以内のもの） (2) 借家契約書の写し	
13 親族表(ア)、(イ)、(ウ)		申請者と要件となる親族が確認できるもの	
14 親族の要件が確認できる書類(ア)、(イ)、(ウ)		(1) 戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本 (2) 住民票（本籍地記載のもの）	
15 区域区分日の土地所有者を確認できる書類(ア)、(ウ)		土地登記事項証明書（申請日以前6か月以内のもの） ※ 必要に応じて閉鎖登記簿謄本も必要	
16 親族が市街化調整区域に居住していることが確認できる書類(イ)		用途地域証明書（親族が滑川町内であれば、当該証明書は不要とし、開発区域位置図に図示する）	
17 区域区分日に親族が居住していることを証明する書類(ウ)		親族の住民票（本籍地記載のもの）又は親族の戸籍の附票	
18 親族が20年以上で、かつ、現在まで継続して居住していることが確認できる書類(イ)		親族の住民票（本籍地記載のもの）又は親族の戸籍の附票	
19 現況写真		(1) 2方向以上（区域を朱書き） (2) 写真番号を明示	

図面（設計図）の種類	標準縮尺	明示すべき事項
20 開発区域位置図	1/10,000以上	都市計画図に「申請地」を朱囲みして図示すること
21 開発区域区域図	1/500以上	住宅地図等に「申請地」を朱囲みして図示すること
22 現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 開発区域の境界 (5) 地盤の高さ（隣接地盤の高さも記載） (6) 周辺道路、河川、水路、その他公共施設の用に供する施設 (7) 樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況（1ha以上の開発行為のみ記載） (8) 写真方向
23 求積図（実測）	1/1,000以上	(1) 縮尺 (2) 境界標の種類を記入 (3) 面積（小数点以下第2位まで） (4) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (5) 実測図による三斜法又は座標計算
24 土地利用計画図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 開発区域の境界 (5) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (6) 予定建築物の位置、用途、規模 (7) 道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法該当号） (8) 公益的施設の位置 (9) 公園、緑地及び樹木又は樹木の集団の位置 (10) 緩衝帯の位置 (11) 施行の妨げとなる権利を有するものの工作物等 (12) 擁壁の位置、種類、擁壁高、ブロック積み段数 (13) 任意擁壁・義務擁壁の別、 (14) 芯積み・内積みの別 (15) 公園、広場、緑地又は樹木は緑で着色 (16) 切土・盛土がない場合は、その旨記載 (17) 義務擁壁以外の擁壁を設置する場合は、「構造上安全である」を記載
25 排水施設計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 開発区域の境界 (5) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (6) 予定建築物の位置、用途、規模 (7) 道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法該当号） (8) 排水施設の位置、種別（例VU）、管径（例φ300）、流水の方向（→） (9) 排水施設ごとに着色（色指定なし） (10) 最終放流先の名称 (11) 「管径の120倍を超えない範囲内の長さごとに中間柵を設置する」を記載 (12) 「柵の泥溜めは15cm以上設ける」を記載 ※ 土地利用計画図にまとめて図示してもよい
26 造成計画平面図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) BMの位置及び高さ (4) 造成の計画高を記載（周辺地盤の高さも記載） (5) 開発区域の境界 (6) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (7) 切土（黄）・盛土（茶）をする土地の着色 (8) 法面の位置、形状 (9) 予定建築物の位置 (10) 30度以下の法面ができた場合、法面30度以下を記載 (11) 擁壁（義務・任意）の位置、種類、高さ、ブロック段数 (12) 横断線の位置及び符号 (13) 30cm以上盛土がある場合は、「有機質土等を除いた良質土を使用し、30cm以下ごとに敷き均し、ローラーその他建設機械を用いて締め固める」を記載

図面（設計図）の種類	標準縮尺	明示すべき事項
27 造成計画横断面図	H=1/100以上 L=1/500以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 横断線位置及び符号 (4) 地盤高（細線）及び土質種別（練積みの場合のみ記載） (5) 計画高状況（太線で記入） (6) 切土（黄）、盛土（茶）別の色分け (7) 土羽勾配 (8) 計画建築物及び構造物の位置
28 地盤調査報告書	—	調査の結果、軟弱地盤であるときは対策計画書を添付（自己居住用住宅の場合は、添付不要とするが、自己居住用住宅でも義務擁壁を要する場合には、添付すること）
29 軟弱地盤対策計画書	—	調査の結果、軟弱地盤であるときに添付
30 擁壁平面図 （義務擁壁の場合）	1/1,000以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の種類 (3) 擁壁天 (4) 擁壁高 (5) 擁壁の延長
31 擁壁隅部補強図 （平面図・断面図）	1/100以上	(1) 縮尺 (2) 配筋サイズ・ピッチ (3) 伸縮目地は擁壁長さ20m以内ごとに1箇所設置する（擁壁の高さ・材料が異なる所は有効に設置する）を記載
32 擁壁展開図 （義務擁壁の場合）	1/1,000以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の種類 (3) 擁壁天 (4) 擁壁高 (5) 根入高
33 擁壁構造図 （義務擁壁の場合）	1/100以上	(1) 練石積擁壁構造について ① 縮尺 ② 擁壁のり勾配及び高さ ③ 石材寸法 ④ 裏込コンクリートの品質、寸法（天端、地盤面、基礎位置） ⑤ 基礎構造、材質、品質、寸法 ⑥ 透水層の位置及び寸法 ⑦ 水抜孔の位置、材料及び内径寸法 ⑧ 基礎地盤の土質 ⑨ 伸縮目地の位置及び構造 ⑩ 擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質並びに天端、盛土、土羽勾配の高さ ⑪ 必要地耐力(kN/m ²)と基礎地盤(kN/m ²) (2) 鉄筋コンクリート擁壁構造について ① 擁壁寸法 ② 使用コンクリートの品質 ③ 鉄筋寸法及びかぶり寸法（配筋図） ④ 伸縮目地の位置 ⑤ 基礎構造の種類及び寸法 ⑥ 透水層の位置及び寸法 ⑦ 水抜孔の位置、材料及び寸法 ⑧ 基礎地盤の土質 ⑨ 伸縮目地の位置及び構造 ⑩ 必要地耐力(kN/m ²)と基礎地盤(kN/m ²) (3) 無筋コンクリート擁壁、その他の構造は、(1)及び(2)に準ずる。
34 構造計算書 （義務擁壁の場合）	—	(1) 擁壁の構造計算書 (2) 地耐力の根拠（ボーリングデータ等）
35 雨水処理計算書	—	(1) 必要となる処理量 (2) 施設の処理能力を計算したもの ※ 町仕様の計算シートを使用すること
36 排水施設構造図	1/50以上	(1) 縮尺 (2) 施設の種類及び寸法 (3) 使用材料 (4) 浄化槽認定シート
37 その他町長が必要と認めるもの		